

## 裁判員制度について

三二〇二字

大臣、私の考え方、つまり、昨年十二月に犯罪被害者基本法というのを、私も、議員立法に尽力した一人でございますけれども、この中でも、遺族の感情というものを、そして遺族の方々の裁判への参加ということも出てまいりました。その中で、この六カ月を超している、法律で定められたところを超している人が七十人のままずっといて、平均が八年三カ月のまま、このままだとずっとそうなりそうだとということについて、法務大臣はどのようにお考えになるでしょうか。一言で結構です。

南野国務大臣 本日に難しい問題でございます。さらに申し上げるまでもなく、死刑ということにつきましては、人の命を絶つ極めて重大な刑罰でありますから、その執行に際しましては、特に慎重な態度で臨む必要があるものというふうにも思っております。

それと同時に、法治国家において確定した裁判、その執行は厳正に行わなければならないということも十分理解いたしております。特に死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対しまして裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものでございますから、法務大臣としては、裁判所の判断を尊重しながら、法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処すべきものということは心に決めております。

なお、執行の順序、時期などについては、先ほど刑事局長が答弁

したとおりでございます。御理解を賜りたいと思います。

松島委員 私は、何の罪もない人、いわれなき人の命を何人も奪った者、その命を国家がもちろん奪うのかもしれないませんが、その罪の重さということを考えたとときに、慎重かつ慎重という言葉に対して非常に疑念を生じざるを得ないということを最後に申し上げさせていただきます。

次に移ります。裁判員制度でございます。

裁判員制度実施に向けて、裁判所や検察で双方ともにさまざまな取り組みをしておられます。検察の方では、例えば捜査担当の検事と公判担当の検事を同一にしてスピードを上げる、そういうような動きも出ているというふう聞いております。これは望ましいことだと思います。

私自身は、昨年の通常国会で、裁判員制度については反対の立場から何回か質問をさせていただきました。その中で、国民の理解が得られていないとか、義務にするならば憲法に書き込むぐらいの気持ちで国民投票にすべきだとか、そういうことを申し上げました。これはもうあきらめるといいますか、皆様の御努力で広く知らしめていただければいいことといたします。

しかしながら、どうしても私、裁判員制度についてまずいと思うことが一点ございまして、再度質問し、施行までに法改正を促したいと思うことがございます。それは、裁判員の名前を被告及びその弁護士に知らせるべきではないということでありまして。

ことしの五月、これは裁判所ではなく札幌地検の不始末ではござ

いますが、こんな事案がございました。つい立てで顔を隠して法廷で目撃証言をした検察側証人の女性に対して、懲役四カ月の有罪になった被告の男から恐怖に陥れる手紙が届いた。知っている人だったから、あなたまで偽証するとは残念でしたと赤い字で書かれていた。偽証ではないんだけど、逆恨みをしているわけでございます。この女性は恐怖心を持った。

この証人になった女性は、もともと地検に対して、仕返しが怖いので住所は被告にわからないようにしてほしいと要請して、それを受け入れてもらって、つい立ての陰で証言したにもかかわらず、このような不始末がございました。弁護士に開示した調書を通して被告が証人の住所を知った可能性が高いとあって、地検が女性にわびたという事件がありました。

裁判員の場合、事件に関係している人を除くために被告に名前を教える、そういうふうに言われています。しかし、もしそうでしたら、それは百歩譲っても、裁判員候補者になった人に対して、これは世の中余り知りませんから、自分の名前が知られるということ、あなたの名前は被告に知らせますということを伝えるべきです。そして、伝えた上で、それについて恐怖を感じた人、それなら嫌だと思った場合には裁判員辞退の理由にできるように法律の改正を私は求めます。いかがでしょうか。

南野国務大臣 先生のお話、しっかりと受けとめたいと思います。が、裁判員は裁判官と対等の立場で司法権という公権力を行使する、そういうことから、裁判結果を直接受けることとなる弁護士及び被

告人に対しまして、全くの匿名で職務を行うことは相当ではないというふうに考えられております。

また、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条は、被害者またはその関係者などの事件関係者を事件に関連する不適格事由該当者として、当該事件について裁判員となることができないものとしているところ、被告人でないとは事件関係者かどうかからい、それも先生今お話しになられました。裁判員等を選任する過程におきましては、被告人が裁判員の氏名を知ることがやむを得ないということは今考えております。

他方、裁判員の保護につきましては、十分意を用いるべきであると考えております。このような観点から、本法では、裁判員の氏名を弁護士に知らせることとし、被告人には必要がある場合に弁護士から伝えられることとされているほか、裁判員に対する接触の禁止、裁判員に対する請託罪、威迫罪の創設など、裁判員の保護のためにさまざまな措置を講じております。

さらに、先ほど辞退理由にしたらどうかというお話がございましたが、その具体的な内容につきましては、今後政令で定めるものとするにとされております。

その内容を検討するに当たりましては、国民に過重な負担がかからないようにしなければならぬということは、これは当然でありますけれども、裁判員はできるだけ幅広い層の国民の中から選任されることが望ましいという理由もありまして、余り容易に辞退を認めることは、これは相当ではないと思われるというのが現段階でこ

ございます。この点、被告人に名前を知られたくないという理由のみをもつてこれが辞退できるとすれば、幅広い層からの選任が困難になるおそれもあるのかなというふうに思い、政令にそのような辞退事由を定めることの可否については、これは慎重に検討してまいるといふことでございます。

裁判員候補者名簿に記載された方たちに対しては、地方裁判所から名簿に記載した旨の通知がなされるということをお願いしておりますが、この通知に際しまして、ほかにどのような情報を伝えることとするかについては、辞退事由の内容をも踏まえて、今後具体的に検討されるべきものと考えております。

もちろん、裁判員になられる方が被告人などから威迫されるようなことがあってはならない、これは当然であり、そのために裁判法が裁判員を保護するために定めているさまざまな規定を適切に運用することによりまして、御懸念のあるような事態が生じないように、これはぜひ努力していかなければならないと思っております。

松島委員 前提となる、裁判員は裁判官と同じように公権力と言われました。私、前回の質問のときにも述べたんですが、裁判官は職業を選択してなる人たちです。裁判員はならされる人たちです。これを一緒にすることは絶対おかしいと思えますし、政令の中で定めないというのは、おまけにその前の段階でこれを伝えるかどうかもわからない、そういうだまし討ちは絶対にしてはいけないと思っております。

私は、自分の大事な後援者たちについてはこれを知らせて、裁判

員なんか、それでもなる覚悟のある人以外はやめたほうがいいと思っておりますし、今後、政令にも定めていただけないようでしたら、この運動を大幅に展開していきたいと思っております。

次に参ります。

保護観察つきの執行猶予中の人についての問題でございます。

青森県で、自分のことを王子様とか御主人様とか呼ばせていた女性監禁事件の犯人は、保護観察中の執行猶予中でしたが、青森から東京に転居して所在が不明となり、そのうちに次の事件を起こしました。

保護観察つきの執行猶予者は、住居を移転したり一カ月以上の旅行をする際には保護観察所長に届け出をすればいいことになっていきます。一カ月以上の旅行で届け出です。一方、同じように保護観察の対象となる人でも、刑務所を仮釈放中の人や少年院を仮退院した人、